

第 2 8 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開又は非公開とした決定は、妥当である。

第 2 本件審査請求に至る経過

1 平成28年 4月18日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、同年 4月15日に発表された「教科書謝礼～34人処分」に関して、次に掲げる事項がわかる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 確認されている事実関係と経過（以下「本件対象文書①」という。）

(2) 事情聴取（以下「本件対象文書②」という。）および弁明（以下「本件対象文書③」という。）

(3) 処分等経過、理由、説明、処分内容（以下「本件対象文書④」という。）

(4) その後の対応（教科書採択防止等について）（以下「本件対象文書⑤」という。）

2 同年 5月 2日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件対象文書①、②及び④に該当する文書として、申請本閲覧に係る調査報告（追加）（請求に係るもの）（以下「本件行政文書①」という。）及び処分調書（請求に係るもの）（以下「本件行政文書②」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行うとともに、本件公開請求のうち、本件対象文書③及び⑤は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年 5月19日、審査請求人は、本件処分①及び②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書①及び②の一部を公開しない理由として、個人のプライバシーに関する情報が記載されており、この

情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないものと認められるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると主張している。

また、本件対象文書③及び⑤を公開しない理由として、請求内容に該当する行政文書を作成または取得しておらず、不存在であるためと主張している。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件行政文書①に記載されている関係職員の氏名、申請本を閲覧した当時の所属、採択への関与の有無、関係教科書採択期間中及び現在の所属並びに本件行政文書②に記載されている学校名及び職員の氏名等（以下「本件情報」という。）は、関係職員の特定につながる情報である。

(2) これらは、職員の指導上の措置に関する情報であり、当該職員の身分取扱いに関する情報であるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書アの「職務の遂行に係る情報」には該当しない。よって、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないものとして保護されるべきものである。

(3) 教育委員会は関係職員より事情聴取を行ったが、聴取した内容をすべてまとめたものが本件行政文書①である。実施したのは事情聴取のみであり、弁明意見の聴取はしていない。そのため、本件対象文書③は存在しない。

(4) 本件公開請求では、平成28年 4月15日に発表された「教科書謝礼～34人処分」に係るその後の対応（教科書採択防止等について）についてわかるものを求めているが、同日から公開請求日である同年 4月18日の間には、本件対象文書⑤は存在しない。

なお、公開請求日後に作成又は取得した文書（「平成29年度使用教科用図書採択に係る公正の確保について（通知）」（以下「本件通知①」という。）及び「教科書採択における公正確保の徹底について（通知）」（以下「本件通知②」という。））については、審査請求人へ情報提供を行った。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分①及び②を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 関係する職員の立場からいって、失敗も含め、その職員にいかなる実績があるのか明らかにされることが求められる。職務行為に関係する違法行為に対する処分であるから、全面的に公開されるべきである。
- (2) 検定中の教科書を見て、謝礼を受け取ったことは、教科書選定に関する違法もしくは不適切行為である。職務と密接に関わることであり、個人情報にはあたらない。学校名等は、個人を特定することができるという理由で非公開とはならない。
- (3) 謝礼を受け取ったことは、職務行為とは言い難いが、職務内容、職責等が関係している。これだけの職員が関わっていて、職務上のことでないということは無理がある。関わった職員についての説明責任が処分庁及びその職員にあることは明らかである。
- (4) 今回の問題は、業者が動いたということが前提になっているが、公務員として謝礼をもらうべきではなかったと自覚してほしい。教科書選定委員として自覚が足りない人、その人への報酬が税金の無駄遣いだと思われる人は公表してほしい。今回の不祥事を公にすれば、謝礼を渡すことが教員に迷惑をかけることになると教科書業者を一步引かせることにもなる。
- (5) 一部公開された処分調書からすると、処分にあたって、本人に対する事情聴取がなされていることは明らかであり、弁明が求められているはずである。弁明に関して作成又は取得しておらず非公開ということは理解できない。
- (6) 事情聴取の記録が今回公開された文書では明らかになっていない。事情聴取及び処分にあたり、実施機関は、職員の弁明かそれに代わるものを記録、入手、作成している。または、処分を受けた職員が、自らを振り返り、どこに問題があったのか等を明確にした文書を作成し、学校か実施機関に提出している。弁明という名称でなくても、報告書等が作成されている。名称が異なるため不存在にされているのではないかと推測される。

(7) 処分はそれなりの制裁を受けるのだから、処分する方も軽々しくやってはいけない。現職の教員や校長も含まれており、これだけの事件だったら、処分があつてしかるべきであり、処分にあつての事情聴取や弁明に関する文書があるはずである。

(8) 本件のようなことがなぜ起きたのか、どこに問題があつたのか、今後どのような配慮が必要なのか等を明らかにしたものがあべきである。その後の対応について、対応するのか、文書を作成中なのか、それとも問題克服のための取組みはないのか明らかにしてもらいたい。一方的に、作成または取得していないということでは、教育行政としての説明責任を果たしているとは言えない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件情報が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否か並びに本件対象文書③及び⑤の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件審査請求の対象となる行政文書について

実施機関は、平成28年 4月15日、教科書会社が主催する会議に参加した際に、教科書会社から提示された教材に対して意見交換し、結果として、教科書作成に当たり参考となる専門的な意見を供与したことに対して金品の受取が発生したとして、教諭ら34人を文書訓告、口頭訓告、嚴重注意の処分とした（以下「本件訓告等処分」という。）ことを発表した。本件審査請求の対象となる行政文書は、本件訓告等処分に関する次の文書である。

(1) 本件行政文書①は、実施機関が、本件訓告等処分を検討するにあたり、対象となった職員（退職者を含む。）（以下「本件対象職員」という。）

ごとに事情聴取を行い、その結果を一覧表にまとめたものである。

本件行政文書①には、本件対象職員ごとに、学校種・教科、発行者、氏名、ふりがな、当時の職位、当時の所属、参加日、曜日・時間、場所、会議の内容の詳細、会議の内容、関係教科書採択期間中の職位、関係教科書採択期間中の所属、現在の職位、現在の所属、採択への関与の有無、採択結果への影響の有無、旅費支給の区別、交通費の受取の有無及び金額、宿泊費の受取の有無及び金額、懇親会への参加の有無及び金額、二次会への参加の有無及び金額、その他金品の受取の有無及び金額、返金の有無が記載されている。

(2) 本件行政文書②は、事情聴取の結果等をふまえ、本件対象職員の処分内容を審議した結果、作成されたものであり、被処分者の所属・職名・氏名、処分年月日、処分の種類、処分事由が記載されている。

(3) なお、本件情報は、行政文書①及び②に記載された本件対象職員の氏名、ふりがな、当時の所属、関係教科書採択期間中の所属、現在の所属のほか、本件対象職員のうち、退職者に係る退職年月日、採択へ関与した者に係る採択への関わり方である。

(4) 本件公開請求の記載内容から、本件対象文書③は、本件訓告等処分を行うに際し、被処分者が行った弁明内容が記載された文書であり、本件対象文書⑤は、本件訓告等処分後に実施機関が再発防止のため取り組んだ内容が記載された文書であると解される。

4 本件情報の条例第 7条第 1項第 1号該当性について

まず、本件情報が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたいと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

一方で、本号は、ただし書アにおいて、公務員等の職、氏名に関する情報は、その職務行為に関する情報と不可分の要素であり、説明する責務の観点から、当該情報を公開することにより当該公務員個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除き、これを公開することとしている。

このことは、開かれた市政を推進するため、非公開情報が記録されている場合を除き、公開しなければならないという公開の原則と、個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ったものである。非公開とする個人情報

においても、公務員の職務の遂行に係る情報は公開すべきとの趣旨を踏まえ、退職者であっても、公務員等であった当時の当該情報については、当該規定は適用されると解すべきである。

- (2) 本件情報のうち、氏名及びふりがなは、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることは明らかである。

また、本件行政文書①及び②では、本件対象職員の職名が公開されている。このため、本件情報のうち、氏名及びふりがなを除く部分については、これを公開すると、既に公開されている情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることが認められる。

- (3) さらに、本件情報は、本件対象職員のうち、在職者が本件訓告等処分を受けたこと及び退職者が本件訓告等処分を受けるべき事実に関与したことを明らかにするものであることから、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

- (4) 次に、審査請求人は、職員の処分に関する文書は全面的に公開されるべきであると主張していることから、本件情報が、本号ただし書アに該当し、公開すべきか否かを判断する。

ア 職務の遂行に係る情報とは、公務員が担当する職務を遂行する場合における情報をいい、勤務評価の内容や処分を受けたこと等職員としての身分取扱いに係る情報や、公務員個人の私的な情報は含まれないと解される。

イ 本件対象職員のうち、在職者については、文書訓告、口頭訓告、厳重注意を受けており、これらはいずれも地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）第29条第1項に定める懲戒処分に至らない指導上の措置であるものの、指導上の措置を受けたことは個人としての評価に係る私的側面を有する情報であると認められる。

ウ 本件対象職員のうち、退職者については、本件行政文書②において、処分や勤務評価を受けた事実は認められない。しかし、本件行政文書①を見分したところ、当該退職者は、実施機関の事情聴取において、指導上の措置を受けた在職者と同様の供述をしており、処分を受けた在職者と同様の事実に関与したことが認められる。このため、当該退職者の氏名を公にすれば、当該退職者の個人としての評価に影響を及ぼす蓋然性

が認められる。

エ したがって、本件情報は、本件対象職員のプライバシーとして保護されるべきものであり、本号ただし書アには該当しないと認められる。

(5) 以上のことから、本件情報は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

5 本件対象文書③及び⑤の有無について

(1) 本件行政文書①を見分したところ、実施機関は、本件訓告等処分を行うにあたり、本件対象職員全員に一律の事情聴取項目についてヒアリングを行ったことが認められる。実施機関がその結果を最終的に一覧表にまとめ、本件行政文書①として管理していることに不自然な点はない。このため、本件行政文書①のほかに、本件訓告等処分に関し、本件対象職員から聴取した内容が記載された行政文書又は本件対象職員が提出した行政文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点はなく、これを覆すに足りる事実も認められない。

(2) また、上記第 3 2 (4) のとおり、実施機関は、本件対象文書⑤に相当するものとして、審査請求人に本件通知①及び②を情報提供している。これらの通知を見分したところ、次の事実が認められる。

ア 本件通知①は、平成28年 4月27日に発出された、名古屋市教育委員会教育長が名古屋市立学校長に対して、平成29年度使用教科用図書採択に関し、教職員が留意すべき事項の周知を促すものである。

イ 本件通知②は、複数の教科書発行者が検定申請本を教員等に閲覧させた上で意見を聴取した事案や、その対価として金品を支払っていた事案等が発覚したことを受けて、同年 4月19日に発出された、名古屋市教育委員会指導室長が名古屋市立学校長に対して、今後の教科書採択に当たり、教職員が留意すべき事項の周知を促すものである。

(3) 本件通知①及び②はいずれも、本件対象文書⑤の趣旨を満たすものの、本件公開請求後に実施機関が作成又は取得した行政文書であることから、これらの通知を実施機関が本件対象文書⑤として特定しなかったことに不合理な点はなく、このほかに本件対象文書⑤に該当する行政文書の存在を疑わせる事実も認められない。

(4) このため、本件対象文書③及び⑤は、本件公開請求時点において存在しないと認められる。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4及び 5において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 6月 6日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
7月 4日	弁明書の受理
7月20日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
8月 1日	反論意見書の受理
令和元年12月20日 (第 7回第 3小委員会)	調査審議
同日 (第 7回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
令和 2年 1月17日 (第 8回第 3小委員会)	調査審議
2月26日 (第 9回第 3小委員会)	調査審議
3月 5日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人